日立市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 167,198	千円 77,948,808	千円 3,145,793	千円 13,499,524	% 17.3	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
令和5年度	人 1,315	千円 4,989,211	千円 1,580,959	千円 2,061,289	千円 8,631,459	千円 6,564

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,113

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

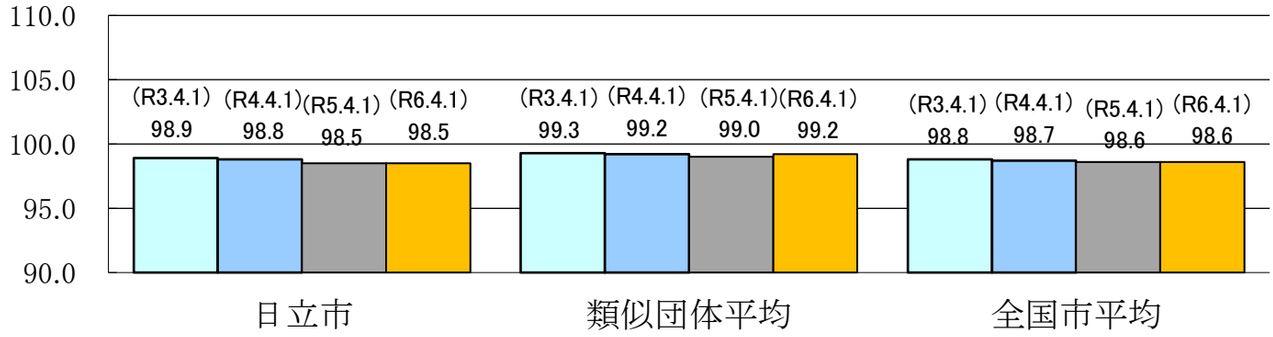

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し【 (実施) 未実施 】

（給料表の改定時期） 平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２．８％引下げ。

若年層については、１級及び２級の初任給に係る号給以外の号給の引下げを行った。

高齢層については、３級以上の級の高位号給は、最大４％程度引下げを行った。

激変緩和のため、１年間の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	9%
日立市の支給割合	6%	7%	9%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	9%

③ その他の見直し内容 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
日 立 市	43.9歳	320,180 円	417,232 円	386,576 円
茨 城 県	41.8歳	322,099 円	411,152 円	343,961 円
国	42.1歳	323,823 円	－	405,378 円
類似団体（一般市類型Ⅳ－２）	42.5歳	324,252 円	413,722 円	369,734 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
日立市	59.1歳	23人	296,560 円	316,337 円	303,745 円	－	－	－	－
うち用務員	60.7歳	5人	297,500 円	365,800 円	339,820 円	用務員	49.1歳	241,700 円	1.51
茨城県	57.8歳	133人	300,466 円	344,947 円	307,162 円	－	－	－	－
国	51.2歳	1,829人	288,144 円	－	330,553 円	－	－	－	－
類似団体（一般市類型Ⅳ－２）	49.6歳	74人	299,190 円	343,305 円	320,751 円	－	－	－	－

区　分		参　考		
		年収ベース(試算値)の比較		
		公 務 員 (C)	民　　間 (D)	C／D
日立市		－	－	－
	うち 用務員	5,414,600 円	3,253,900 円	1.66

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。　(令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均)
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末･勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日　　立　　市	47.7歳	346,200 円	410,858 円
茨　　城　　県	41.8歳	350,722 円	406,468 円
類似団体(一般市類型Ⅳ－2)	38.8歳	304,154 円	346,663 円

④消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日　　立　　市	38.8歳	331,548 円	390,749 円	361,933 円
茨　　城　　県	－	－	－	－
類似団体(一般市類型Ⅳ－2)	38.8歳	315,196 円	413,175 円	360,882 円

(注) 1　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		日 立 市	茨 城 県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	179,600 円	169,000 円	－
	中学卒	164,000 円	155,300 円	－
教 育 職	大学卒	196,200 円	226,100 円	－
	高校卒	－	183,400 円	－
消 防 職	大学卒	224,600 円	－	－
	高校卒	194,900 円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,876 円	343,421 円	385,175 円	394,485 円
	高校卒	239,960 円	326,560 円	354,443 円	380,900 円
技能労務職	高校卒	－	－	－	325,900 円
	中学卒	－	－	－	－
教 育 職	大学卒	269,100 円	311,600 円	337,500 円	377,425 円
	高校卒	－	－	－	－
消 防 職	大学卒	293,943 円	377,644 円	400,938 円	422,510 円
	高校卒	267,640 円	336,560 円	360,975 円	405,134 円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	10	1.3%	410,300円	470,000円
7級	次長、参事	15	2.0%	365,500円	446,200円
6級	参事補、課長	95	12.4%	323,100円	411,300円
5級	副参事、課長補佐	121	15.8%	295,400円	394,000円
4級	課長補佐、企画員、係長、主査	148	19.3%	271,600円	385,200円
3級	企画員、係長、主幹	166	21.6%	240,900円	351,000円
2級	主事	114	14.0%	208,000円	305,200円
1級	主事、主事補	107	13.7%	162,100円	249,400円

（注）1　一般行政職とは、消防職、企業職、技能労務職及び教育職等を除いた職である。

2　日立市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

3　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

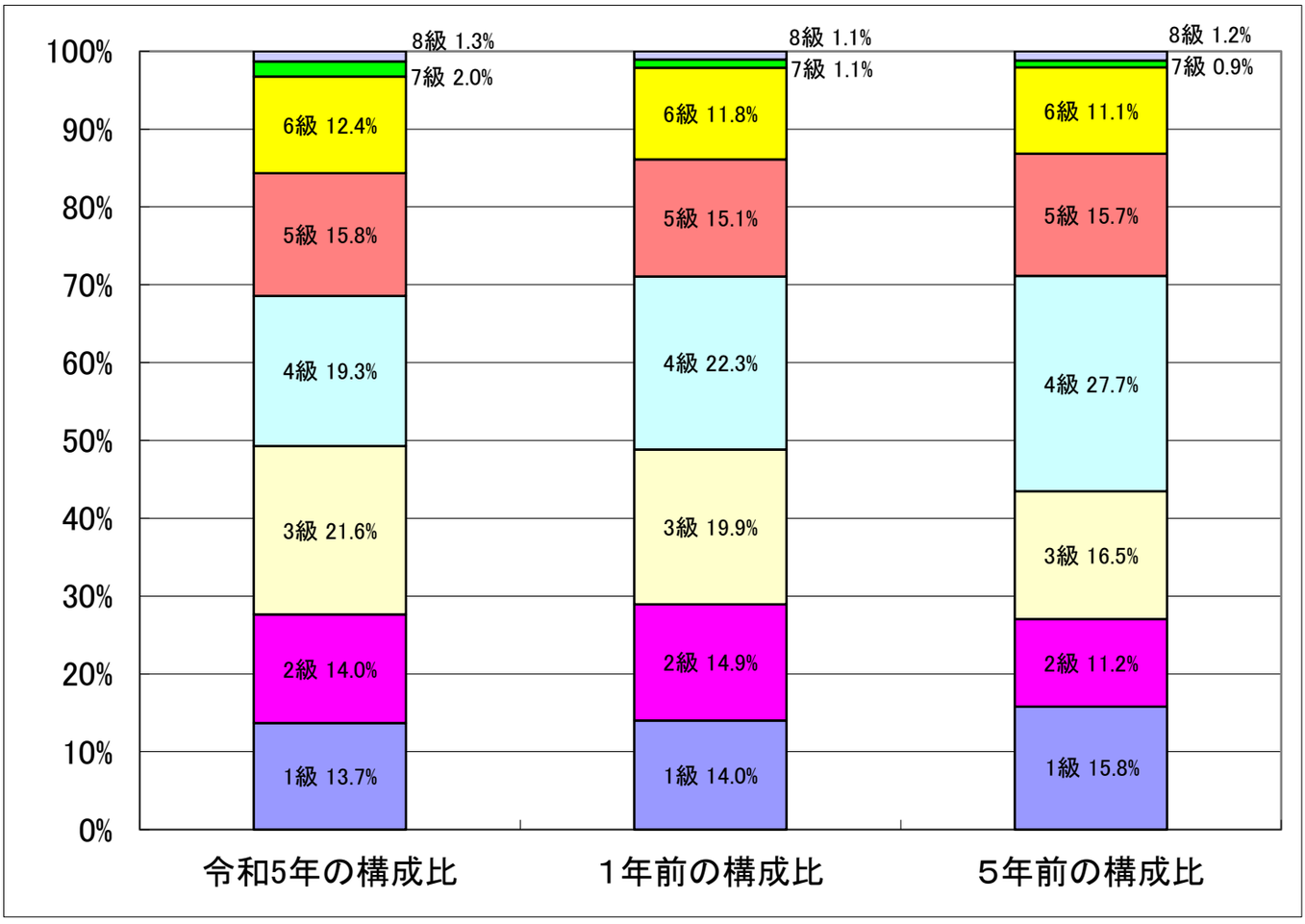

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)

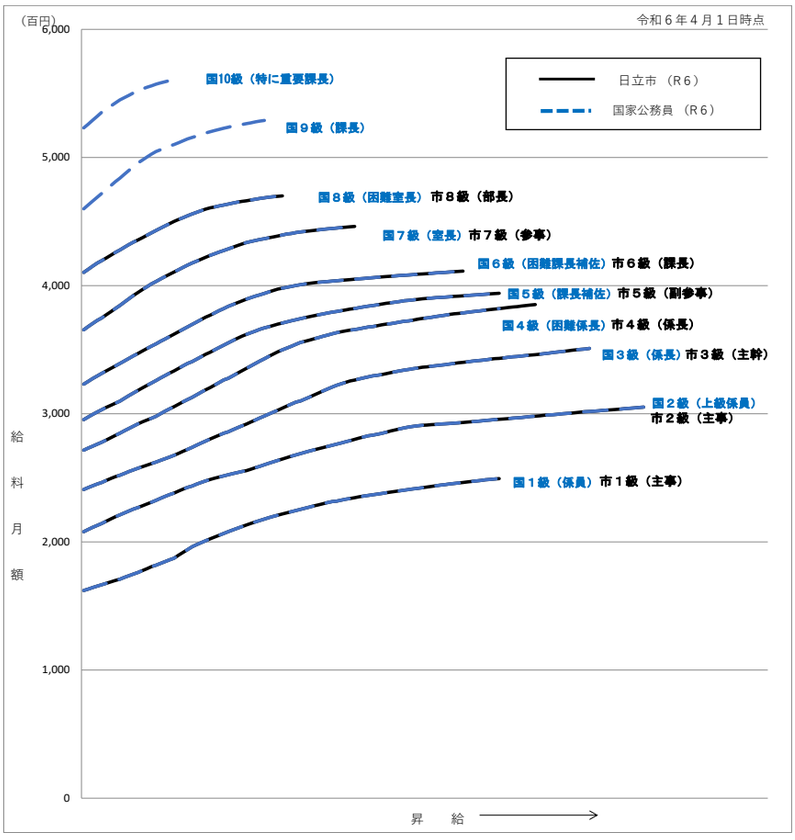

(3) 昇給への人事評価の活用状況（日立市）

令和6年度における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定次期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日立市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,641 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,686 千円	－
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注） ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（日立市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定次期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

日立市（茨城県内各市町村共通）			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	12,418千円			－	

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			543,963 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			395,322 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
日立市	10 %	1,376 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	24,482 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	54,524 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	32.6 %
手当の種類（手当数）	15種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R5年度決算）	左記職員に対する支給単価
1 市税等調査整理手当	市税等の調査・整理事務に従事する職員	①出張して市規則で定める調査・整理事務に従事したとき ②出張して市税の滞納整理事務に従事したとき ③出張して市税滞納による財産差押事務に従事したとき ④出張して差押物件の引上げ事務に従事したとき	149 千円	①1日について150円 ②1日について300円 ③1回について300円 ④1回について500円
2 防疫作業手当	保健衛生事務に従事する職員	市規則で定める救護、防疫、防除の作業に従事したとき 特例①及び②新型コロナウイルス感染症に係る緊急の措置に関する作業に従事したとき	98 千円	1日について150円 特例①1回について3,000円 特例②1回について4,000円
3 行旅死亡人取扱手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅死亡人又は変死人の処理作業に従事したとき	20 千円	1回について2,000円
4 汚物作業手当	不快な業務に従事する職員	①ごみ収集作業、便槽調査作業又は浄化槽放流水採取作業に従事したとき ②犬、猫等の死体処理作業に従事したとき	61 千円	①1日について150円 ②1回について300円
5 動物飼育治療手当	動物の飼育治療に従事する職員	動物の治療、給餌及び収容施設の清掃等の業務に従事したとき。	686 千円	1日について150円
6 高所作業手当	高所での業務に従事する職員	地上10m以上の高所で市規則で定める作業に従事したとき	4 千円	1日について150円
7 道路舗装手当	道路舗装業務に従事する職員	乳剤舗装作業に従事したとき	34 千円	1日について150円
8 救急業務手当	救急業務に従事する職員	①消防職員(救急救命処置の業務に従事した救急救命士を除く)が救急業務に従事したとき②救急救命士が救急救命処置の業務に従事したとき	11,113 千円	①1回について150円 ②1回について510円
9 水火災等出場手当	消防業務に従事する職員	消防職員が水火災等の災害に出場したとき	1,528 千円	1回について200円
10 特別救助隊員手当	特別救助隊に所属する消防職員	特別救助隊に所属する消防職員	1,084 千円	1当務について150円
11 消防機関勤務員手当	消防機関勤務員	消防機関勤務員	3,766 千円	1当務について 1級 300円 2級 250円 3級 200円(ただし、日勤者は2日で1当務とする。)
12 用地交渉手当	交渉業務に従事する職員	用地交渉、建物等の移転交渉業務に従事し、市長が特に認めたとき	0 千円	1日について150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
13　建築指導手当	建築指導業務に従事する職員	建築指導課の職員が出張して建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく違反建築物の取締り又は指導業務に従事したとき	0 千円	1日について150円
14　保育手当	保育業務に従事する職員	保育園、母子生活支援施設又は児童館の職員(市長が指定する職員を除く)	5,753 千円	1日について 250円以上350円以内の範囲で市長が定める額
15　特殊業務手当	上記以外の危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員	前各号のほか、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事し、市長が特殊勤務手当を支給することを特に必要と認めたとき	189 千円	1日について 500円以内の範囲で市長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	432,624　千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	314　千円
支給実績(R4年度決算)	416,159　千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	302　千円

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 配偶者以外6,500円 (配偶者のいない場合、扶養親族1人に係る手当額については、子10,000円、父母等9,000円) 特定期間の加算5,000円	同じ	－	146,550　千円	247,134　円
住居手当	職員の居住する借家・借間 【支給要件】 　自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を払っている職員 【支給額】 　家賃27,000円以下 　　→家賃額－16,000円 　家賃27,000円を超え61,000円未満 　　→(家賃額－27,000円)×1/2 　　＋11,000円 　家賃61,000円以上 　　→28,000円	同じ	－	78,067　千円	278,809　円

<table>
<tr><th>手　当　名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度
との異同</th><th>国の制度と
異なる内容</th><th>支給実績
（R5年度決算）</th><th>支給職員1人当たり
平均支給年額</th></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>1．交通機関等利用者
【支給要件】
通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
【支給額】
運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額

2．自動車等の使用者
【支給要件】
通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
【支給額】
<table><tr><th>片道の使用距離</th><th>支給額</th></tr><tr><td>5km未満</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>5km以上10km未満</td><td>4,200 円</td></tr><tr><td>10km以上15km未満</td><td>7,100 円</td></tr><tr><td>15km以上20km未満</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>20km以上25km未満</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>25km以上30km未満</td><td>15,800 円</td></tr><tr><td>30km以上35km未満</td><td>18,700 円</td></tr><tr><td>35km以上40km未満</td><td>21,600 円</td></tr><tr><td>40km以上45km未満</td><td>24,400 円</td></tr><tr><td>45km以上50km未満</td><td>26,200 円</td></tr><tr><td>50km以上55km未満</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>55km以上60km未満</td><td>29,800 円</td></tr><tr><td>60km以上</td><td>31,600 円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>96,592 千円</td><td>89,686 円</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td><table><tr><th>職務の級</th><th>職員の職</th><th>支給額</th></tr><tr><td>８級</td><td>部長等</td><td>90,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">７級</td><td>次長</td><td>75,900 円</td></tr><tr><td>参事等</td><td>71,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">６級</td><td>参事補</td><td>63,300 円</td></tr><tr><td>課長等</td><td>59,100 円</td></tr><tr><td rowspan="2">５級</td><td>副参事等</td><td>48,400 円</td></tr><tr><td>課長補佐等</td><td>44,400 円</td></tr><tr><td rowspan="2">４級</td><td>課長補佐等</td><td>42,000 円</td></tr><tr><td>係長職の施設の長</td><td>30,500 円</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>212,631 千円</td><td>619,916 円</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td><table><tr><th>勤務の種類</th><th>支給額</th></tr><tr><td>週休日</td><td>7,000 円</td></tr><tr><td>休日</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td>年末年始</td><td>9,000 円</td></tr></table></td><td>異なる</td><td>支給単価</td><td>1,772 千円</td><td>7,233 円</td></tr>
<tr><td>管理職員特別
勤務手当</td><td><table><tr><th rowspan="2">職名</th><th colspan="2">支給額</th></tr><tr><th>休日</th><th>平日深夜</th></tr><tr><td>部長等</td><td>12,000 円</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>次長・参事等
参事補</td><td>10,000 円</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>課長等</td><td>8,000 円</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>副参事等
課長補佐等</td><td>6,000 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>係長職の施設の長</td><td>6,000 円</td><td>3,000 円</td></tr></table></td><td></td><td></td><td>45,704 千円</td><td>135,620 円</td></tr>
</table>

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	957,900 円 （ 1,030,000 円）	1,080,000 円 ／ 848,700 円
	副市区町村長	820,800 円 （ 855,000 円）	883,000 円 ／ 719,800 円
報酬	議長	615,000 円	858,000 円 ／ 520,000 円
	副議長	550,000 円	580,000 円 ／ 465,000 円
	議員	510,000 円	553,000 円 ／ 420,000 円
期末手当	市長 副市区町村長	（令和5年度支給割合） 3.40 月分 （職務加算20%）	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 3.40 月分 （職務加算20%）	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額） （支給時期）
	市長	957,900円 × 在職年 × 5.5	21,073,800 円 （任期毎）
	副市区町村長	820,800円 × 在職年 × 3.1	10,177,920 円 （任期毎）

（注） 1 給料の（ ）内は、特例条例による減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

なお、支給率（市長…5.5、副市長…3.1）は茨城県内各市町村共通である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	10人	10人	－	
		総務	305人	303人	2人	事務の統廃合縮小(△19)部署の新設等(21)
		税務	63人	65人	△2人	事務の統廃合縮小(△2)
		労働	4人	4人	－	
		農水	16人	18人	△2人	事務の統廃合縮小(△2)
		商工	60人	60人	－	
		土木	149人	149人	－	
		民生	230人	224人	6人	業務増(6)
		衛生	69人	77人	△8人	事務の統廃合縮小(△8)
		計	906人	910人	△4人	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 54.19 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.80 人)
	教育部門		117人	122人	△5人	
	消防部門		289人	283人	6人	業務増(6)
	小計		1,312人	1,315人	△3人	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 78.47 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 71.58 人)
公営企業等会計部門		水道	61人	63人	△2人	事務の統廃合縮小(△2)
		下水道	32人	32人	－	
		その他	44人	44人	－	
	小計		137人	139人	△2人	
合計			1,449人 [1,999人]	1,454人 [1,999人]	△5人 －	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 86.66 人

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

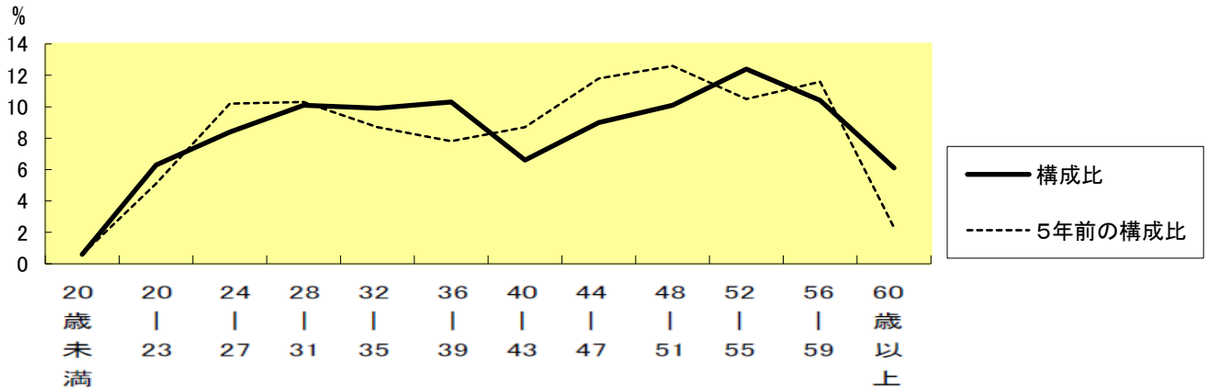

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 8	人 82	人 127	人 149	人 155	人 124	人 115	人 126	人 162	人 173	人 137	人 93	人 1,451

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在）

区分 部門	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	859人	875人	905人	906人	910人	906人	47人	(5.2%)
教　育	131人	129人	122人	122人	122人	117人	△14人	(△12.0%)
消　防	293人	290人	285人	286人	283人	289人	△4人	(△1.4%)
一般会計計	1,283人	1,294人	1,312人	1,314人	1,315人	1,312人	29人	(2.2%)
公営企業等会計計	135人	137人	134人	139人	139人	137人	2人	(1.5%)
総合計	1,418人	1,431人	1,446人	1,453人	1,454人	1,449人	31人	(2.1%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 3,045,788	千円 357,703	千円 477,129	% 15.7	% 15.0%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 71	千円 247,807	千円 146,607	千円 88,734	千円 483,148	千円 6,805

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日立市企業局	43.1歳	352,556 円	538,119 円
団体平均	45.8歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 団体平均とは、全国市町村（政令指定都市を除く。）における平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 立 市 企 業 局	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,216 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,506 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 - 月分 - 月分 - 月分 - 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) -

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

日立市（茨城県内各市町村共通）			団　体　平　均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	－　月分	－　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	－　月分	－　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	－　月分	－　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	12,418千円		1人当たり平均支給額	11,058千円	

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			29,733 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			424,828 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
日立市	10　%	70　人	10　%

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	8,247　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	249,908　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	47.1　%
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R5年度決算）	左記職員に対する支給単価
1　滞納整理手当	滞納整理事務に従事する職員	滞納整理事務に従事したとき	29 千円	1日について150円
2　停水処分手当	停水処分事務に従事する職員	水道料金等の滞納のため、停水処分の事務に従事したとき	74 千円	1日について500円
3　危険物取扱手当	水質検査に従事する職員	次亜塩素酸ナトリウムを取り扱う業務又は特殊薬品を使用して水質検査に従事したとき	134 千円	1回について200円
4　事故処理待機手当	待機勤務に従事する職員	日立市企業職員待機勤務規程(昭和54年水道局規程第8号)の規定に基づく事故処理のため待機勤務に従事する職員	7,980 千円	(1)夜間待機1回について ア　イからエまでに掲げる日以外の日8,000円 イ　週休日10,000円 ウ　休日10,000円 エ　年末年始12,000円 (2)休日待機1回について ア　週休日6,000円 イ　休日9,000円 ウ　年末年始11,000円
5　汚泥清掃手当	汚泥清掃業務に従事する職員	配水池の清掃に従事したとき	30 千円	1回について500円
6特殊業務手当	上記以外の危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員	前各号のほかに、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事し、管理者が特殊勤務手当を支給することを特に認めたとき	0 千円	1日について500円以内の範囲で管理者が定める額

オ　時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	15,498　千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	221　千円
支給実績(R4年度決算)	15,948　千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	218　千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当(令和5年4月1日現在)

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
扶養手当	市規則に準じて支給	同じ	－	7,894　千円	197,346　円
住居手当	市規則に準じて支給	同じ	－	6,365　千円	276,727　円
通勤手当	市規則に準じて支給	同じ	－	5,068　千円	80,441　円
管理職手当	市規則に準じて支給			14,698　千円	544,360　円
宿日直手当	勤務の種類 / 支給額 週休日 / 9,000 円 休日 / 11,000 円 年末年始 / 13,000 円	異なる	支給単価	0　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	市規則に準じて支給			648　千円	29,455　円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	3,765,614	207,319	193,445	5.1	4.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	24	91,602	25,782	39,185	156,569	6,524

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,024

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費を含むが、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
日立市企業局	47.4歳	372,627 円	551,989 円
団体平均	44.5歳	334,536 円	501,579 円

（注） 1 団体平均とは、全国市町村（政令指定都市を除く。）における平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日　立　市　企　業　局	団　体　平　均
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,489 千円
(R4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 － 月分　－ 月分 － 月分　－ 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) －

（注）( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

日立市（茨城県内各市町村共通）			団　体　平　均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	－　月分	－　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	－　月分	－　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	－　月分	－　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	12,418千円		1人当たり平均支給額	4,407千円	

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			9,902 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			412,571 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
日立市	10　%	24　人	10　%

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	800　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	99,937　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	33.4　%
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R5年度決算）	左記職員に対する支給単価
1　滞納整理手当	滞納整理事務に従事する職員	滞納整理事務に従事したとき	0 千円	1日について150円
2　危険物取扱手当	水質検査に従事する職員	次亜塩素酸ナトリウムを取り扱う業務又は特殊薬品を使用して水質検査に従事したとき	1 千円	1回について200円
3 汚物作業手当	不快な業務に従事する職員	(1)　池の川処理場のスクリーン池、曝気沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池、塩素混和池、汚泥濃縮槽、薬注混和槽、コンポストプラント及びポンプ場内に入り点検、修理作業に従事したとき (2)　除害施設の立入業務に従事したとき	781 千円	1日について500円
4 特殊業務手当	上記以外の危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員	前各号のほかに、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事し、管理者が特殊勤務手当を支給することを特に認めたとき	0 千円	1日について500円以内の範囲で管理者が定める額

オ　時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	1,370　千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	57　千円
支給実績(R4年度決算)	3,102　千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	129　千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当(令和6年4月1日現在)

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
扶養手当	市規則に準じて支給	同じ	－	2,658　千円	221,500　円
住居手当	市規則に準じて支給	同じ	－	1,444　千円	288,664　円
通勤手当	市規則に準じて支給	同じ	－	2,545　千円	106,062　円
管理職手当	市規則に準じて支給			4,758　千円	528,567　円
管理職員特別勤務手当	市規則に準じて支給			297　千円	37,125　円